

高柳小学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童（生徒）等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童等はいない」という共通認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、（スクールカウンセラー）、その他の関係職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置して、同委員会を定期的で開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

(1) 分かる授業づくり

児童一人一人が達成感や充実感をもてる、分かる授業の実践に努める。

- ① 分かる授業づくりのための校内研修の推進。
- ② 基礎・基本事項の指導の徹底。
- ③ 学習規律の徹底。
- ④ 授業の中で、自他の意見を認め合い、自由に言える雰囲気醸成。

(2) 道徳教育の充実

- ① 特別の教科「道徳」による授業の充実。
- ② 「生きる」等の資料を使った授業の実践。

(3) 特別活動の充実

- ① 一人一人のよさや違いを認め合うことの大切さを実感させ、人権意識、自尊感情を育む活動の推進。
- ② 児童が自分たちでできることを主体的に考え、行動できるように、児童会活動への支援・働きかけの推進。

(4) 体験学習の充実

他者とかかわることでコミュニケーション能力を養い、ふるさとに愛着と誇りを持ち、共に向上を目指す風土を育成するための体験活動の体系的・計画的な実施。

- ① 地域と関わり探究する「生活科・総合的な学習」の活動を行う。
- ② 地域の人と一緒に「田植え」「里山の活動」「クラブ活動」などの活動を行う。

(5) 学級経営の充実

学級活動に、互いの良さを見つけたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れた児童の自己有用感や自尊感情の醸成。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動の推進。

4 いじめの早期発見のための取組（日常の中で複数の目による実態の把握）

(1) アンケート調査の実施

いじめに早期に対応するために、児童に対する「学校生活(はつらつ)アンケート」を年3回（7月、11月、3月）実施する。その他必要に応じてアンケートを取る。

(2) 教育相談の実施

- ・ 定期的に教育相談機関を設けて、全校児童を対象として教育相談を実施する。アンケート実施後、その結果を基に教育相談を行う。
- ・ 「児童理解の会」で児童の様子や気になることなどについて全職員が共通理解をして対応に当たる。

(3) 日記や連絡帳の活用

日記や連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかにいじめ防止対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、いじめと認知した場合は、教育委員会に電話で第一報を入れ、その後「いじめ状況報告書」により報告する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導並びに、その保護者に対する助言を継続的に行う。

- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) 全児童の個別データを記録しておき、いじめにつながりそうなことや気になることなどを記録し引継ぎの際などに活用する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② いじめ防止対策委員会を中核に、教育委員会と連携として、以下の事項に留意し、初期調査を実施する。
 - 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
 - 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
 - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する可能性があることを、あらかじめ調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。
 - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
 - いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ・いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - ・いじめた児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
 - ・いじめを受けた児童等の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童等の入院や死亡などの場合）
 - ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。

- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7 教職員研修と保護者説明会の実施

(1) いじめ防止等に関する教職員研修・情報交換会の実施

いじめの防止等（道徳科の指導案検討・授業公開等によるいじめの未然防止、月に1度の児童理解の会によるいじめの早期発見・早期対応等）に関する研修及び情報交換会を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

P T Aの会合等を利用して、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関して保護者に協力いただきたいことなどを学習（説明）する機会を設け、いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。

8 いじめ防止の年間計画

いじめ防止対策委員会が中核となつて行う会議の開催時期、校内研修等の開催時期、その他個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

【別表 いじめ防止等のための年間計画】

9 学校評価と基本方針の検討

(1) 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容を評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の検討

学校いじめ防止基本方針の策定から3年を目途として、国及び県、市の動向等を勘案して、基本方針の実施状況など確認したり、実施方法を改善する等の見直しを行ったりする。

10 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開するなどの工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

- ・ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。
- ・適宜、P T A総会、学級懇談会等での啓発、話し合いを行う。

いじめ防止対策推進法

（保護者の責務等）

第九条

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。